

九州・山口地域における 農林水産業の振興に関する要望

2020年9月

一般社団法人九州経済連合会



会長
農林水産
委員長

麻生 泰
陣内 芳博

はじめに

九州・山口地域の農林水産業は、農業生産額が全国の約 21%、林業が約 21%、水産業が約 27%と大きなウェイトを占め、わが国の「農林水産物の供給基地」として重要な役割を担っています。

一方で、全国同様、従事者の高齢化や後継者不足、所得水準の低さなど多くの課題を抱えており、九経連ではこれらの社会課題の解決に向けて、生産者所得の向上を図ることで、次世代の若者が地元に戻って来るような、魅力ある第一次産業づくりの全国モデルを目指し各種事業に取り組んでいます。

とりわけ、当地域は、アジアに近いといった地理的優位性もあり、農林水産物の海外市場への販路拡大が最も重要であると考え、地域商社等を通じた輸出拡大にも努めているところです。

今年 1 月には、九州の地域商社 5 社を会員とするプラットフォーム「九州の食輸出協議会」を設立、事業活動の開始に向けた体制整備を行い、6 月から生産者等に対する食の輸出相談窓口となる専門家を当会内に配置する等、食の輸出推進に取り組んでいます。
(2020 年農林水産物輸出額のKPI: 農産物 560 億円、林産物 160 億円、水産物 480 億円)

今般、世界中に蔓延する新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年 4~6 月期の GDP の落ち込みが比較可能な 1980 年以降で過去最大となるなど、日本経済は深刻な状況にあります。農林水産業においても、外食需要等の減少による売上の減少や事業資金繰りの悪化、輸出の停滞等多大な影響が生じています。

コロナ禍の収束が見通せない中、自粛制限が解除された今も、多くの生産者・事業者は先行きに不安を抱えています。地域経済を支える農林水産業を守るため、生産者・事業者が未来に希望を持てる長期的な視点での一層の支援が求められます。

つきましては、新型コロナウイルスに関連する支援策をはじめ、農林水産物の輸出拡大に向けた取り組みの支援、国産材の利用促進、あるいは養殖業の振興など、九州・山口地域の農林水産業の各分野における要望事項を取りまとめましたので、是非とも特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【農業・畜産業】

農業は、私たちの生活に欠くことのできない食料を供給し、地域経済を支える基幹産業として極めて重要な役割を担っています。一方で、就業者の高齢化や減少、後継者不足、国際化への対応、頻発する自然災害やCSF（豚熱）等の家畜疾病の発生等様々な課題を抱えており、強い農業づくりが急務となっています。

このため、生産者の所得向上を図り、販売力を強化し現場作業を効率化することが不可欠です。その実現に向けては、企業の技術力やノウハウを活かして農畜産物の付加価値を創出するとともに、IoTやAIの技術導入による生産性向上を図ることが重要です。また、2009年の農地法改正後、農業生産法人の設立や企業の農業参入が増加しており、法人化によって地域の新しい担い手としても期待されています。

今般、世界に広がった新型コロナウイルス感染症は、社会生活や経済活動に未曾有の影響を及ぼしています。農業・食品産業においても、訪日外国人の減少や外食需要の低下、外出自粛の徹底等で売上が減少する等の深刻なダメージを与えており、消費活動の活性化や事業継続の支援等の長期的な対策が必要となっています。

将来にわたる農業の振興と持続的発展に向けて、官民の取り組みの強化や関連する支援策の充実とともに、新型コロナ等の影響に対する支援について、以下のとおり要望いたします。

1 新型コロナウイルスの影響への対応

- ◆地域プレミアム商品券の発行など、消費活性化に直結する緊急対策の実施
- ◆事業継続支援のための新規借入制度や既存融資条件の緩和並びに税や光熱費等の減免
- ◆各種コロナ対策支援の行政諸手続きの簡素化並びに対応の迅速化
- ◆地産地消の推奨など、国内自給率向上に繋がる具体的施策の全国展開
- ◆輸出の継続を可能とする物流システムの構築

2 近年の大規模災害への対応

- ◆被災地域の農産物のPRや販売促進の支援
- ◆農業用水路等の農業用施設の早期復旧
- ◆河川や道路の復旧状況に応じた農地・農業用施設復旧事業の実施期間の延長
- ◆被災地域の営農継続に必要な支援の継続
 - ・ハウス施設の復旧や果樹の改植などに関わる金融支援等の継続

3 輸出相手国・地域に対する検疫条件改善及び放射能検査の簡素化への働きかけ

- ◆原発事故により導入された輸入規制をはじめ、諸外国の輸入規制の撤廃等の対応の加速化
- ◆輸出相手国の植物防疫官を日本に常駐させるなど、輸出先での動植物検疫の免除

(例)

○中国

- ・いちごや甘藷など九州が強みを持つ品種品目の輸出許可
- ・牛・豚・鶏の食肉及び加工製品の輸出許可
- ・2010年の口蹄疫流行以降、禁止しているLL牛乳の輸出再開
- ・中国輸出指定精米所施設の九州地域への指定追加
- ・放射能規制の撤廃又は大幅緩和（抜取検査、実績に応じた減免等）
- ・検疫・通関時間の短縮（外検内放の本格導入）

○香港

- ・九州産農水畜産物に対する過去の放射能検査結果の共有
- ・検査結果の実績に応じた九州産農水畜産物に対する放射能検査の緩和
- ・商工会議所発行の原産地証明書添付を条件とした九州産農水畜産物に対する放射能検査の免除

○台湾

- ・残留農薬検査の基準緩和

4 海外市場での売買を目的とした生産者及び加工業者に対する政策的誘導並びに加工食品の賞味期限表示に関する規制緩和

◆農産物（野菜、果物）

- ・長距離輸送に耐える品種改良、輸出向けの選果基準見直し
- ・積載効率向上、相手市場の売場で売りやすい商品包装の改善
- ・英語等の現地表記

◆加工品

- ・販売期間がより長くなるような加工食品の賞味期間表示に関する規制緩和

5 国産農畜産物の輸出拡大に向けた取り組みの支援

- ◆輸出先国のニーズや動植物検疫等に対応した輸出産地づくり、重点的・戦略的な販売促進や生産者と輸出商社との連携強化の取り組みの支援

6 国産農畜産物の付加価値創出への支援

- ◆6次産業化や農商工連携、地産地消を促進し、生産から消費までのバリューチェーンを構築するための商品開発・販路拡大等の取り組みの支援

7 適正農業規範（GAP）取得推進

- ◆日本におけるGAP普及に関する法的位置付けなど方針の明確化
- ◆グローバル GAP（GGAP）取得支援制度の拡充
 - ・輸出拡大に向けた国際競争力強化のため、国際的に普及が進んでいるGGAPの取得に関する生産者への啓発や指導・検証体制や費用補助の更なる拡充
 - ・生産者のGGAP取得拡大の推進並びに認知度向上のため、農産物商品パッケージ等へのGGAP認証表示の促進
 - ・農業高校や農業大学など人材育成機関におけるGGAPに関する教育の積極的な推進

8 スマート農業導入時の支援制度拡充

- ◆農業ICT、AI等の活用をより身近なものとし、生産現場の作業省力化等を図るため、導入費に係る補助等の支援制度の拡充

9 空中散布用農薬に係る国の承認手続きの簡素化や、費用負担削減等による適用可能な農薬の種類拡大

- ◆露地野菜向けの空中散布が認可されている農薬の種類が少なく、対象作物の品目に制約があるため、国の承認手続きの簡素化等により適用可能な農薬の種類を拡大

10 ドローンにSIMカード等を搭載し、携帯電話回線等に接続できるよう電波法上の制度を改正

- ◆農業用ドローンをより安全に活用する上で、リアルタイム通信による位置情報の収集やカメラによる視野確認が有効であり、データ通信の安定化を図るため、携帯電話回線等へ接続できるよう制度を改正

11 農地所有適格法人以外の企業による農地所有権の取得許可

- ◆長期的で安定的な経営を可能にするため、希望する企業に対する以下の条件の下での農地所有の許可

(条件)

- 一定期間の農業経営実績があり、今後事業の継続が見込まれること
- 農地を耕作放棄や転用した企業に対して、農地の原状回復可能額の課徴金支払いを義務づけ

12 企業の農業参入に関する金融商品への支援制度の拡充

- ◆融資制度に対する利子補給などの支援制度の拡充

13 アグリ特区内で実施されている保証融資制度の全国展開

- ◆保証制度の活用による投資増は生産性の向上に繋がるため、農業産出額の更なる増加を期待

14 鳥獣害被害防止対策の強化

- ◆鳥獣被害をさらに減少させるため、捕獲等の担い手の確保・技能向上に向けた支援、捕獲活動に対する直接的支援、ICT等を活用した最新技術・機器の導入など、鳥獣被害対策に係る支援の充実
- ◆ジビエ利活用の推進等により地域資源有効活用を図るため、処理加工施設の整備等に係る支援の拡充

15 肉用子牛生産者の経営安定、新規参入促進に向けた対応

- ◆肉用子牛生産者補給金の活用並びに国内における子牛生産安定化対策の拡充
- ◆子牛繁殖事業への新規参入促進及び担い手確保のための初期投資補助並びに繁殖技術継承のための人材育成政策の更なる拡充

16 肉用牛肥育経営及び養豚経営の安定化に向けた対応

- ◆配合飼料価格安定制度は、商系、全農系、専門農協系など運営組織が多く制度も複雑なため、配合飼料価格安定基金の抜本的な見直し
- ◆牛、豚マルキン制度の生産費計算の中にも飼料価格が加味され重複
- ◆現行制度の存在が日本の配合飼料価格を押し上げている要因の一つであり、マルキン制度も含めた制度及び組織の見直しにより生産者の負担を軽減

17 経営安定化に向けた鶏卵生産者経営安定対策事業の規模拡大と見直し

- ◆鶏卵生産者経営安定対策事業のうち、「鶏卵価格差補てん事業」は期途中で資金が枯渇せぬよう基金を拡大し、かつ中小企業のみを活用
- ◆大企業は、鶏卵生産者経営安定対策事業のうち「成鶏更新・空舎延長事業」のみを利用可能とし、効果的な供給抑制を実現

18 疫病対策を施した鶏舎・豚舎への税制面の配慮

- ◆鶏舎、豚舎については不動産取得税は非課税と定められているが、鳥インフルエンザやPED対策として四方を壁に囲んだ堅牢な施設を取得した際も課税対象とならないよう配慮

19 肉用牛の脂肪交雑重視の格付制度のみならず、多様化するマーケットニーズを踏まえた新たな評価制度等のあり方検討

- ◆血統改良等により、上物率が上昇し和牛価格が高くなる一方で、消費者のニーズは多様化しており、脂肪交雑重視の評価では市場ニーズとの不一致が見られるため、長期的な視点での新たな評価制度の検討

20 CSF（豚熱）、口蹄疫、鳥インフルエンザ被害農家に対する支援の充実

- ◆殺処分を実施した畜産農家に対する生活、経営再建に向けた支援の充実
- ◆家畜の伝染性疾病等の発生予防・蔓延防止の取り組みに対する支援の拡充

21 中食・外食における原料原産地表示の義務化

- ◆牛肉、豚肉、鶏肉、サーモン、ウナギ、マグロ、フグ、ヒラメの8食材が中食・外食の主要食材として使用されている場合は、原料原産地表示を義務化
- ※中食・外食においては、一部を除き消費者が食材の原料原産地情報を直ちに知る状況にない。特に、産地に由来する原料の品質の差が食材の品質に大きく影響すると一般に認識されており、国民食として人気の高い品目に限定した原料原産地の表示義務化を推進

22 畜産糞尿を活用したバイオマス発電施設導入時の支援制度の拡充

- ◆畜産糞尿を活用したバイオマス発電施設導入時の支援について、他のバイオマス燃料の補助金制度と同程度まで拡充
- ◆バイオマス発電建設に対する補助金制度の設立

23 農林漁業の新規従事者の増大に向けた全国規模での仕組みづくり

- ◆学生はじめUターン、Iターンやシニアを含む幅広い世代を対象とした基礎教育や技術教育、現場実習のプログラム提供、資金の支援等、全国規模での仕組みの構築

24 外国人材の確保等のための環境整備等の支援

- ◆外国人材の確保や地域への円滑な受け入れを図るため、外国人労働者の生活環境の充実支援

25 農林畜水産業の現場を義務教育の出張授業としてカリキュラム化

【林業】

現在の国内林業において、まだ取り組むべき課題は多岐にわたり、その中でも日本の森林保全については特に重要な課題です。そのような状況の中、森林整備に必要な予算は大幅に削減されて以降回復に至っておらず、毎年1,000億円程度の補正予算で補っています。持続可能な資源としての国産材の需要の高まりや、多様化する消費者ニーズに対応した木材製品の技術向上や開発に役立てていくためにも50年後、100年後を見据えた再生林（植林）、除伐、間伐、下刈り、路網整備等の森林整備の着実な推進が切望されます。つきましては、当初予算としての安定的な財源確保の実現を切に要望するとともに、当地域の林業振興について以下のとおり要望いたします。

また、現在の新型コロナウイルスによる経済的な影響は多岐に渡っていますが、特に第一次産業である林業においては「原材料」を生産していることもあり、多様な事業の影響を最も受ける業態であり、林業従事者においては大きな影響が出ています。建築、住宅工事の遅れ、丸太輸出の停滞等により、1 m³あたりの木材価格が通常取引利益額に相当する2,000円ほど値下がりしており利益が出ない状況で、出荷停止、生産調整を行う等の悪循環に陥る中で、資金不足の状態にある企業・団体も見受けられます。国等に準備頂いている支援も林業者が使用できないものがあるため、国土保全の観点からも林業を守る意味で以下の対策の実現を併せて強く要望いたします。

1 新型コロナウイルスの影響を受けた緊急要望

(1) 事業運転における財源面での支援

- ◆資金不足に陥っている状況の対策として、消費税・法人税・延滞金の減免や木材の生産調整に柔軟な対応強化に向けた働きかけ
- ◆サステナブル産業である林業に係る個人山主が林業経営者の場合、経産省の持続化給付金を利用できない現状の改善。また、国等に準備頂いた補助事業に関し、林業者が利用できる制度、補助事業の更なる拡大
- ◆建設工事促進のための融資利子の緩和に向けた働きかけ
- ◆補助金の給付スピード向上及び補助金給付に係る業務の効率化と委託費削減による、実際に申請者に渡る給付額の増大

(2) 木材利用活性化対策

- ◆国産材の利用拡大と非公共建築物に国産材を使用する場合の事業者への支援制度
- ◆比較的取り組みやすい木質化事業に対する緊急予算の拡大（木塀設置、教育施設の木質化等）
- ◆木材輸出に関する支援制度の拡大
- ◆森林環境譲与税を活用した木材利用増の取り組みと都市部における大規模木材利用事業の推進
- ◆住宅購入等の消費者マインドを再起する施策の実施

(3) 新たな働き方構築に向けた取り組み

- ◆中小企業のテレワーク体制構築に関する支援制度
- ◆行政手続き（窓口、申請業務等）のリモート化の更なる推進

2 森林整備・保全

(1) 再造林（植林）への支援策の拡充

- ◆皆伐後の再造林（更新）促進のためのルールづくり。再造林しない森林所有者への指導・監督の強化のための法整備（民有林にも再造林の義務化）
- ◆意欲ある森林所有者への植林（地ごしらえ、下刈り、植付等）に関わる経費の補助率100%の実現及び苗代の助成
- ◆再造林に関わる補助金の規制緩和（伐採した樹木の樹齢による補助対象可否の緩和等）による再造林の促進

(2) 森林荒廃を防ぐ支援制度の導入

- ◆森林所有者にとっては天災といっても過言ではないシカ被害に対する支援の強化
- ◆森林整備に必要な予算（除伐、間伐、下刈り）の補助額・補助率・補助期間の拡大及び金融支援の充実

(3) 森林を育む大切さの国民への周知と森林サービス業の創出・推進に向けた支援

- ◆森林整備の重要性・必要性並びに木材の利用促進を国民にPRする事業の継続した取り組み
- ◆山村地域が有する森林空間を活用した、新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」への取り組みを強化。また、森林サービス産業を推進するモデル地域への支援
- ◆企業が社員研修等として森林の保健機能を活用する際の支援制度の導入

(4) 林業イノベーションへの取り組み

- ◆森林GISのオープンデータ化や流通コーディネーターの育成等の支援制度の確立に対する、情報基盤整備費用、人材育成費用への支援
- ◆スマート林業研究への開発支援策並びに導入支援・実証実験の拡充

(5) 広葉樹林における循環施業の必要性検討

- ◆広葉樹の持つ有用性（家具、バイオマス燃料）について専門機関での研究・検証を要望
- ◆多様で健全な森林整備に繋がる広葉樹林化への制度の検討（林業経営に適さない森林の広葉樹林化）

(6) 水源林造成事業による主伐・再造林への制度改革について

- ◆分収林の契約期間は50年であり、順次期限となっているが、80年への延長契約が推進されている。所有者は高齢化し50年での伐採を望んでいるが、再造林が義務づけられているためやむなく契約更新を行っている。また、相続等により所有者不明林化の恐れもある。このため、森林整備センターが主伐後の再造林を行えるような制度への見直しを要望

3 近年の大規模災害の知見を今後活かす要望

(1) 緑の国土強靱化対策の強力な推進

- ◆「防災・減災、国土強靱化のための3ヶ年緊急対策」の継続・拡充
- ◆治山事業を一層強力に推進するため予算の確保

4 利用促進

(1) 国産木材の更なる利用促進

- ◆「公共建築物等木材利用促進法」の更なる利用促進策を要望
- ◆非住宅分野での木材利用の促進を図る施策、研究の実現
- ◆国産材を活用した木塀の利用拡大と利用促進策の拡充並びに国産材の利活用の拡大に向けた関係省庁間の働きかけの強化

(2) 森林火災の被災林の制度面での支援について

- ◆森林火災で一部燃えた木材の「一般木質バイオマス」燃料への利活用について研究・検証の実施及び課題とマニュアルの整理

(3) 海外輸出戦略について

- ◆改正された中国の建築規範に対する製材輸出に関する中国への働きかけと輸出拡大に向けた現地プロモーション活動の取り組み強化

5 人材育成

(1) 「緑の人づくり」総合支援対策による人材育成の拡充

- ◆「緑の雇用」事業による更なる新規就業者確保と人材育成。特に、再造林労働力の確保、育成の支援
- ◆林業に関する専門高校等の新設

(2) 外国人労働者の就業支援

- ◆外国人労働者の就業期間拡大に取り組み強化と外国人労働者が働く際に課題となる言語習得、森林伐採技術や危険を伴う業務への支援等

(3) 木造建築物の普及に向けた設計士研修予算の新設

- ◆木材利用を促す上での木造ビル等建築拡大に向け、木造ビル等建築に対し知見・経験の少ない設計士に対する研修事業の支援策増強

6 研究開発

(1) 改質リグニンの産業化(工業化)に向けて技術開発の支援及び加速化

- ◆改質リグニンの製造(抽出)と工業化(製品化と流通)をマッチングさせるための支援
- ◆研究開発支援の加速化、素材利用方法に関する研究支援

(2) 特定母樹の増殖の推進

- ◆「特定母樹」の入手のための支援策の実施

7 森林環境(譲与)税

(1) 森林環境(譲与)税の有効活用のための支援強化

- ◆林業の専門職を置く市町村はまれであり、使途についての方向性も定まっていない自治体が多い。税収を生かせるかどうかで地域の森林の持つ公益性に大きく差がつくのが現状。そのため、有意義な財源をできる限り有効に活用するために市町村への支援をより強化していくことを要望する。

【水産業】

水産業は、就業者数の減少や高齢化の加速といった問題を抱えており、日本の生産額の約3割のウェイトを占める当地域においても強い危機感を抱いています。

近年、SDGsへの取組み等、海洋資源の減少が危惧されている中、世界各国も漁獲漁業から養殖業へシフトチェンジしています。そのためわが国においても、養殖魚の生産額が約4割のウェイトを占める九州に養殖魚輸出の司令塔機能を有した組織を設置し、生産から販売まで一貫した手法により、ブリを日本の国魚として諸外国へ売り込む等、消費拡大に資するニーズを汲み上げることが重要です。同時に大規模化による生産性の向上、低魚粉飼料の開発促進等を行い、養殖経営体の安定化を進め、所得向上や安心して働ける環境の確保など全国に先駆けた魅力ある水産業の実現が不可欠です。

日本は排他的経済水域が世界第6位の海洋国家です。こうした優位性を活用しつつ、将来の水産業を担う、意欲のある経営体の新規参入が絶えないような環境整備に向けて、以下のとおり要望いたします。

1 養殖業の産業競争力強化を国家戦略として推進

完全養殖の技術確立や養殖業の費用低減、育種の推進、魚粉代替飼料の開発促進、自動給餌システムの開発等、養殖魚の輸出促進を軸とした、我が国の養殖業が今後向かうべき方向性を提示

- ◆「養殖業成長産業化総合戦略」（2020年7月14日公表）の着実な遂行
- ◆我が国養殖魚の生産から輸出までの司令塔機能を有する組織を養殖魚の主生産地、九州に設置
- ◆主要な輸出用養殖魚であるブリの育種を国家戦略として実施し、ICT・AIなどを活用した先進的な養殖業の導入支援
- ◆現在の漁業権漁場で輸出用漁場を確保できない等調整が困難な場合には、沖合域に輸出用養殖漁場（輸出用区画漁業権）を新設し、既存の養殖経営体の経営基盤が失われない範囲内で新規参入者を促進し、輸出促進を図る。
- ◆近い将来枯渇が懸念される天然由来の魚種（ウナギ、サバ等）について、商用化に足る水準の完全養殖技術を確立する。